

新監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和8年6月9日

新潟市監査委員

古 俣 泰 規

同

伊 藤 秀 夫

同

細 野 弘 康

同

中 山 均

監査結果等に基づく措置

令和7年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（令和8年3月27日新監査公表第15号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
《指摘事項》 北区役所区民生活課は、自治会等防犯灯補助金のうち、電気料に係る補助金を交付した3自治会に対して、確認できる範囲で令和2年度から6年度までの間、合計で642,800円の補助金を過大に交付していた。 新潟市自治会等防犯灯補助金交付要綱において、第6条に規定する交付申請があったときは、第7条の規定に基づき、書類の審査等により、補助金交付の可否を決定しなければならないとされている。 しかし、同課は長年にわたり、防犯灯の灯数の確認などの適正な審査を怠り、申請者への聞き取りと、前年度申請内容との照合のみで交付の決定を行っていた。そして、前記3自治会に対して誤った額で補助金を交付し、その結果、超過分の返還を求めなければならなくなり、市政に対する信頼を大きく損なうこととなった。 同課は本事案を真摯に受け止め、今後、同様の誤りが発生することがないよう、補助金が市税その他貴重な財源で賄われることに特に留意しながら、職員一人一人が補助金交付事務の重要性を十分に認識するとともに、組織全体で適正な事務の執行を徹底するよう強く求めるものである。 【合規性】	北区役所 区民生活課	指摘事項について、補助金交付額に誤りがないか全自治会過去5年分の点検を実施。 結果、3自治会に対する交付誤りを確認。 該当3自治会に説明をし、返金についての了承をもらった。 職員に対し、支払事務等の関係法令を遵守するよう指導するとともに、防犯灯の数え方について再度確認し、原因究明を行った。 該当3自治会の返金を確認。 (令和8年1月21日～4月22日)	マニュアルを再確認し、電力会社からの明細の見方について再度共有を行った。 併せて、明細内容に疑義が生じた場合には、申請自治会や電力会社に聞き取り、市民協働課に確認を行うなどの対応方法についても共有した。 また、この業務が令和8年度から地域総務課へ移管するため、今回の不備内容や適正な処理方法について引継ぎを行った。 (令和8年1月21日～4月7日)
	【制度所管課】 市民生活部 市民協働課	指摘事項についての対応として以下の3事項を実施。 ①該当する3自治会の申請書類一式を確認し、当課より全区に提供していたマニュアル（公衆街路灯管理一覧表の見方、電気料収支予算書記入例）を用いて、灯数の確認方法について改めて説明を行った。 ②北区区民生活課からの経過報告を受け、原因究明について聞き取りを行った。 ③該当3自治会の返金終了まで、随時情報共有を行い、対応の進捗管理を行った。 (令和8年1月21日～4月22日)	北区での交付誤りを受け、全区で調査を実施した。再発防止策措置として、原因となった事項に対し、下記の対応を行った。 ①マニュアルに基づいた審査の徹底 ・担当者の交代がある年度替わりのタイミングでFAQや事例集を全区に共有し、注意喚起を行った。 ・担当者を対象とした補助制度の研修会を実施。間違いやすいポイント等について説明を行う。（6月26日実施予定） ②ダブルチェックの徹底 ・副区長会議で今回の事案について報告を行い、課内におけるダブルチェックの徹底について注意喚起を行った。 ・補助制度の研修会に各区2名ずつ出席してもらい、ダブルチェックができる体制を構築する。（6月26日実施予定） (令和8年1月27日～6月26日)